

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第71号 岩国市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第74号 公共下水道一文字1号汚水幹線管きょ工事請負契約の締結について

議案第78号 財産の無償譲渡について

議案第79号 財産の無償譲渡について

議案第81号 字の区域の変更について

議案第82号 字の区域の変更について

以上7議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第72号 岩国市税条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、乗用の農耕作業用機械に関し、公道を走らない場合のナンバープレートの必要性についての質疑があり、当局より、「自動車等のナンバープレートは、道路運送車両法に基づくものだが、農耕作業用等のものは、条例に基づき、課税対象であることを示す標識である。農耕作業能力や乗用装置等の基準を満たせば、公道を走行しなくても、課税の対象になるため、ナンバープレートが必要である」との答弁がありました。

続いて、委員中から、地方法人税の創設に伴う法人市民税における法人税割の見直しについての質疑があり、当局より、「法人市民税における法人税割の税率の引き下げにより市税の減収が見込まれるが、引き下げ分と同率の地方法人税が創設され、その税収は全て地方交付税の原資とされるため、地方交付税の交付団体には有利となるものである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、個人市民税の年金特別徴収制度の見直し内容についての質疑があり、当局より、「個人市民税は、1月1日現在の住所地に全額を納めていただくものであるが、1月2日以降に転出した場合、現在は、普通徴収に切りかえざるを得ない。それが、特別徴収を継続できるようになること、また、特別徴収税額の算定方法を変更し、年6回の徴収税額が平準化されるようになる」との答弁がありました。

本議案におきましては、討論において、一部委員から、「年金の特別徴収や軽自動車税の税率引き上げ、地方法人税創設について納得できないため、本議案には反対である」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。